

令和2年度 丹波篠山市社会福祉協議会 事業方針

疾病や障がい、介護、出産、子育てなど、様々な分野の課題が絡み合い、複合的な支援を必要とする状況がある中、様々な生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくために、地域住民が互いに支え合い、地域をともにつくる「地域共生社会」の実現に向けた支援体制整備が進められています。

特に、住民の複雑化した支援ニーズに対応する、包括的な支援体制として①「断らない相談支援」②「参加支援（社会とのつながりや参加の支援）」③「地域づくりに向けた支援」があげられます。地域や各関係機関と連携、協議を進め、既存の地域の支え合いや、地域住民の主体性を中心に置いた地域支援が求められています。

このような中、地域福祉の推進を担う中核的組織である社会福祉協議会（以下「社協」という）は、「誰もが暮らしやすい 福祉ブランドのまち 丹波篠山市」をスローガンに、人と人とのつながりや、温かさを感じられる、魅力あるまちづくりを目指します。

特に福祉課題が複雑化、多様化する中、生活問題を早期発見し、一人ひとりのニーズにあわせた支援活動と、状況に沿った継続的な支援体制を構築し、「生活福祉資金」「緊急貸付資金」による生活困窮世帯への支援と、「日常生活自立支援事業」による権利擁護事業に取り組みます。

また、交通を含めた生活インフラの縮小により、日常生活に支障をきたしている地域も多く、買い物や移動への対応について福祉課題・生活課題と捉え、各関係機関と連携し検討するとともに、職員が地域に出向き、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みる体制づくりと、既存事業の活性化や新たな地域活動を支援します。

更に、「要保護児童への生活支援事業（こども食堂）」による、生活支援や学習支援により、子育て家庭への適切な支援につなげるとともに、「社会的ひきこもり就労支援事業」による、制度の挟間を埋める活動を関係機関と連携し実施します。

法人運営については、経営組織のガバナンスの強化や事業運営の透明性の向上、財務規律の強化に加え、地域における公益的な取り組みの使命を果たし、市民の信頼に応える社協を目指します。

頻繁に起きる災害に対し、職員が迅速かつ的確に対応できるよう、訓練を通じて防災力を強化します。

基本目標 「誰もがつながり 支えあうまち たんばささやま」

推進目標1 「住民が地域福祉活動に主体的に参加するための基盤をつくります」

（1）住民が福祉課題を考え、解決に向けて取り組む、協議の場をつくります。

→①地区福祉会議 ②福祉委員活動事業

（2）生活支援コーディネーター、コミュニティーソーシャルワーカーが、住民とともに地域課題を解決する仕組みを構築します。

→③生活支援サービス体制整備受託事業

(3) 幅広い世代の福祉教育を推進し、福祉意識を醸成します。

→④福祉教育推進事業 ⑤福祉団体育成事業

推進目標 2 「地域の見守り、支え合い活動を推進します」

(1) 人材確保、地域を支える担い手を育成します。

→⑥ボランティア活動の推進

(2) 住民相互のつながりを強化する地域福祉活動を推進します。

→⑦友愛訪問事業 ⑧見守り支援センター事業

⑨介護支援ボランティアポイント制度事業

(3) 情報の発信や交流の場、研修の場を通じて住民主体の活動となるよう支援します。

→⑩集落等福祉活動事業（ふれあい・いきいきサロン事業）

推進目標 3 「暮らしを支える福祉サービスと相談体制を強化します」

(1) 住み慣れた地域で、いきいきとした生活が送れるよう、多様な福祉ニーズに対し、総合的、一体的な支援を行います。

→⑪地域包括支援センター事業 ⑫居宅介護支援公益事業

⑬訪問介護サービス事業、障害者総合支援事業 ⑭相談支援事業

(2) 地域で複雑多様化する福祉・生活課題に対応するため相談体制を強化します。

→⑮心配ごと相談事業 ⑯生活福祉資金貸付事業

⑰緊急貸付資金事業 ⑱緊急支援給付金事業

(3) 制度の挟間に対応したサービス、活動を開発します。

→⑲ファミリーサポートセンター事業、子ども一時預かり事業

⑳給食サービス事業 ㉑配食サービス受託事業

㉒外出支援サービス受託事業 ㉓社会的ひきこもり就労支援事業

㉔要保護児童への支援事業（こども食堂） ㉕介護機器貸出事業

(4) その人らしい生き方を支援する権利擁護事業を実施します。

→㉖権利擁護事業（日常生活自立支援事業）

推進目標 4 「住民から信頼される社協を目指します」

(1) 理事、評議員に対して積極的に情報提供を行い、多様な意見を反映した組織運営を行います。

(2) 制度の多様化や事業展開を踏まえ、必要に応じて事務局体制を見直し強化します。

(3) 有益な情報提供を行うため、SNS（ソーシャルネットワークサービス）など新しい発信媒体の活用も検討し、効果的な情報を発信します。

→㉗法人組織体制の充実、強化 ㉘災害時に備えた体制づくり

(4) 自主財源の確保に努め、その財源を有効に活用し、効果的な事業を展開します。

→㉙善意銀行運営事業 ㉚赤い羽根共同募金事業

㉛歳末たすけあい運動事業

(1) 法人組織体制の充実・強化

- ① 社会福祉法の改正に基づき、地域福祉の推進を図る組織として、運営基盤となる理事会、監事會、評議員會を定期的に開催し、組織運営の充実を図る。また、日常業務を遂行する上で必要な国家資格の取得や知識・技術を習得し、法令順守、事故予防の徹底を行う。
- ② 求められる専門性が発揮できるよう、資質向上のための人材育成を計画的に行い、福祉人材を確保し、地域の多様な団体と連携協働を図りながら、住民から信頼される社協を目指す。

(2) 役員研修の実施

- ① 役員や職員の意識向上や資質向上のため、先進地視察や職場内研修を開催し、自己啓発、自己研鑽を図る。

ア 役員関係

役員研修の実施 2回 (先進地視察と法人運営についての研修)

イ 職員関係

職員研修の実施 6回

丹波ブロック社協活動推進協議会研修の実施 2回

産業医による健康講座の実施 1回

安全衛生委員会の実施

(3) 災害時に備えた体制づくり

- ① 協定を締結した組織や、災害ボランティアグループの役割を整理し、支援の仕組みを協議する。
- ② 丹波篠山市土砂災害防災訓練の参加に加え、社協独自の災害ボランティアセンター立ち上げ訓練を行う。
- ③ 市民ボランティアを募り、被災地の復興支援を行うため、市民ボランティアの派遣事業を行う。
 - ・災害発生地への職員及び災害支援市民ボランティアの派遣
 - ・兵庫県但馬地区への除雪ボランティアの派遣

(4) 丹波篠山市社会福祉法人連絡協議会（ほっとかへんネット）への参画

- ① 市内で福祉事業を展開する 11 の社会福祉法人と連携を図り、福祉分野の垣根を越え、地域住民の福祉（生活）課題に適切に応えていくために、社会福祉法人が持つ公益性と専門性を発揮しながら、地域福祉の推進に組織的に取

り組む。

(5) 会計事務の効率化

- ① 新たにインターネット・バンキングを導入することにより、毎月の会計業務の効率化を図る。

(6) 寄付金による公用車両の刷新

- ① 「令和元年度、神戸ヤクルト販売歳末たすけあい運動協賛寄付金」により、公用車両1台を刷新する。

2 ボランタリー活動支援事業

推進目標2－(1) 当初予算P 6

(1) ボランティアセンター運営事業

- ① ボランティア活動支援
ア ボランティアに関する情報発信とコーディネート、相談機能の充実を図る。
イ ボランティア団体、市民プラザ、NPO 法人への情報発信と、情報交換の場へ参画し、福祉ニーズの把握と地域活動者の発掘に努める。
ウ ボランティア保険の加入促進を図る。
- ② 社協ワーカー、生活支援コーディネーターと情報を共有し、地域の福祉ニーズや、既存施策では対応できないニーズに対応できるよう連携強化に努める。
- ③ SNS を使って講座の案内やイベント情報の発信を行い、より広く広報に努める。
- ④ 「ボランティアのあり方に関する検討会」を開催し、ボランティア活動状況や、ニーズ、課題の把握を通じて、市民がボランティア活動に参加しやすい環境を整備する。

(2) 養成講座の開催

- ① ボランティア活動の啓発と、新たなボランティアの担い手を育成するため、ボランティア養成講座を開催する。
ア 傾聴ボランティア養成講座
・目的 高齢者や障がい者の不安や悩みに耳を傾け、心に寄り添い話を聞くボランティアを養成する。
・時期 6～7月 4回
イ 子育て支援ボランティア養成講座
・目的 子どもの居場所づくりの必要性と、子どもに寄り添った活動が

できる子育て支援ボランティアを養成する。

・時期 7月 2回

ウ 福祉レクリエーションボランティア養成講座

・目的 健康維持と仲間づくりのための福祉レクリエーションを学び、サロンや地域のイベントで活動するボランティアを養成する。

・時期 9～10月 3回

エ 地域デビュー講座

・目的 技術や経験を活かしたボランティア活動を行うきっかけづくりや、ボランティア初心者への支援を行い、新たなボランティアを発掘する。

・時期 11～12月 3回

3 ボランティア活動費補助事業

推進目標2－(1) 当初予算 P 8

(1) グループ活動費の助成

① 丹波篠山市ボランティア連絡協議会の登録グループに、活動や運営に必要な経費を助成し、活動を支援する。

(2) グループ活動に支援、育成

- ① 地域で活動するボランティアグループの情報収集、提供、相談を行い、ボランティアグループの拡充と、継続的な活動を支援する。
- ② 養成講座の開催や広報活動により、新たなボランティア活動者の育成や、ボランティアグループの立ち上げを行い、会員の増加を図る。
- ・ボランティア活動費助成団体数 29 グループ

4 集落等福祉活動事業（ふれあい・いきいきサロン事業）

推進目標2－(3) 当初予算 P 10

① ひとり暮らし高齢者や地域で見守りが必要な方の孤立感の解消と心身機能の維持向上、また地域住民がふれあう交流の場づくりとして、市内の9自治会を補助対象自治会に2年間指定し、ふれあい・いきいきサロン事業を実施する。

・実施自治会 9自治会

新規 4自治会（渋谷、東古佐、音羽グリーンタウン、長安寺）

2年目 5自治会（熊谷、井串、小原、弁天、波賀野新田）

- ② 気軽にサロンを立ち上げ継続ができるように、いきいき倶楽部の立ち上げを含め、情報提供や運営指導を行う。
- ③ 補助終了後、サロン活動が休止した自治会の休止要因を把握し、活動再開に向けた取り組みを行う。
- ④ ふれあい・いきいきサロン交流会を開催し、サロン運営に関する情報交換を行う。

5 給食サービス事業

推進目標 3 - (3) 当初予算 P 11

- ① ボランティア、障がい者福祉事業所により、概ね 70 歳以上の人暮らし高齢者、高齢者世帯へ昼食（利用料 1 食／450 円）を配達し、利用者の安否確認を行う。
- ② 民生委員・児童委員や福祉委員、ケアマネジャーの協力を得て、広報周知活動を行い、利用者を増やす。
- ③ 調理ボランティアを対象に、衛生管理に関する研修会を開催する。
- ④ 調理・配達ボランティアを対象とした交流会を開催する。
- ⑤ 給食サービス事業の課題を把握するため、利用者やボランティアにアンケート調査を実施する。

実施日	回数	利用者	食数	協力ボランティア団体及び事業所
毎週水曜日	48 回／年	45 名	2,160 食	水曜会、金曜会（城東・多紀） フライパン（西紀） 西紀給食配送サービス（西紀） コスモス調理グループ（丹南） 〃 配送グループ（丹南） 絵手紙・折り紙ボランティア（丹南） 障がい者福祉事業所 4 事業所

6 配食サービス受託事業

推進目標 3 - (3) 当初予算 P 13

- ① 安否確認を兼ねた見守り型の宅配サービスとして、利用者の希望に沿ったサービスを継続する。
- ② 新規利用者が増加するよう、広報誌やホームページに掲載するとともに、民生委員、児童委員、ケアマネジャーによる周知活動を強化する。

実施日	回数	利用者	食数	協力事業所
毎週金曜日	48回／年	45名	2,160食	障がい者福祉事業所 4事業所

7 外出支援サービス受託事業

推進目標3－(3) 当初予算P14

- ① 利用者の減少に伴い、効率的な配車を行う。
- ② 道路運送法における福祉有償運送制度に基づき、法令を遵守した安全な運行を行う。
- ③ 交通安全講習を実施する。
 - ・送迎回数 920回／年
 - ・利用料 市内500円／片道、市外1,000円／片道
 - ・職員数 コーディネーター1名、運転員2名、管理者1名
 - ・利用者数 28名
 - ・車両台数 4台

8 生活福祉資金貸付事業

推進目標3－(2) 当初予算P16

- ① 他の貸付制度が利用できない低所得世帯や高齢者世帯などを対象に、生活再建と更生を目的に、生活福祉資金の貸し付けを行う。
- ② 滞納者に対し、県社協の指針に基づき償還指導を行う。
- ③ 各関係機関や専門機関、民生委員・児童委員との連携を図り、相談業務や償還指導を通じ、助言や生活の支援を行う。
- ④ 生活困窮者からの相談に早期に対応するため、市の生活福祉係や自立相談支援窓口とも連携し、一人ひとりのニーズにあわせた支援活動と、状況に沿った継続的な支援体制を構築し、自立に向けた支援を行う。
 - ・件数 23件
 - ・実施 福祉資金(8件)、教育支援資金(7件)、総合支援資金(8件)、緊急小口資金、臨時特例つなぎ資金、不動産担保型生活資金
 - ・対象 低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯、生活保護世帯

9 日常生活自立支援事業（権利擁護支援事業）推進目標3－(4) 当初予算 P17

- ① 判断能力に不安のある利用者のニーズ把握と、本人の自己決定を尊重し、地域生活を支える支援を行う。
- ② 多様化、複雑化したニーズに対応する支援を行うため、社協内部での話し合いと、関係機関との連携を強化する。
- ③ 成年後見制度へスムーズに移行できるよう、関係機関と連携を強化する。
- ④ 県社会福祉協議会が実施する研修会への参加や、交流会と勉強会を実施し、職員と生活支援員の資質向上に努める。
 - ・利用者 32名
 - ・生活支援員 10名
 - ・利用料 1,000円／1時間

10 介護機器貸出事業 推進目標3－(3) 当初予算 P19

- ① 在宅介護者を対象に、介護者の負担軽減を図るため、車いすや電動ベッドの貸し出しを行う。
- ② 各関係機関と連携し、在宅介護者に広く情報を提供する。
 - ・貸出機器 電動ベッド（19件）、マットレス（19件）、車いす（14件）

11 手話・音訳奉仕員養成受託事業 推進目標2－(1) 当初予算 P21

- (1) 手話奉仕員養成講座（入門・基礎課程） 44回シリーズ 1講座
 - ① 年度毎に入門と基礎講座を開催していたが、令和2年度より、1年を通して入門と基礎講座を開催する。
 - ・実施期間 4月～3月（夜間）に実施予定
 - ・対象者 初心者を対象に募集する。
- (2) 音訳奉仕員養成講座 8回シリーズ
 - ・実施期間 7月～9月に実施予定
 - ・対象者 初心者を対象に募集する。

12 ファミリーサポートセンター補助事業

推進目標3－(3) 当初予算P22

- ① 育児の支援を受けたい人（依頼会員）、援助を行いたい人（協力会員）、双方を行う人（両方会員）を組織化し、支え合いによる子育て支援を行う。
会員数 依頼会員 233名、協力会員 72名、両方会員 26名
- ② 依頼会員向けの交流会では、事業の広報に加え、子育て中の保護者の集いの場となるよう、親子で参加できる内容を多く実施する。
 - ・交流会 年6回
- ③ 講習会を通して、協力会員のスキルアップを図り、協力会員の増加に努める。
 - ・フォローアップ講習会 年3回
 - ・協力会員養成講座 年1回（3講座）
- ④ 安全な援助活動を行うため、長時間預かりなど、協力会員の負担が大きくなる依頼は、十分な調整を行う。
- ⑤ 早期に事業周知を行うため、乳児健診時、公民館家庭教育支援事業（赤ちゃんがきた！）での事業説明を行う。

13 生活支援サービス体制整備受託事業

推進目標1－(2) 当初予算P24

(1) 生活支援サービス構築事業

- ① 地域づくりの記録を今よりも見える化し、地域住民（主に代表者会議出席者）が、中長期的な計画の中で、目の前のこと取り組んでいるという納得感が持てる記録や資料を作成し、地域住民に対して説明義務を果たす。
- ② 生活支援コーディネーター、社協コミュニティソーシャルワーカーが各関係機関と連携し、福祉に関する継続的な協議の場（代表者会議）の運営を支援し、生活支援の担い手の養成、サービス開発、関係者のネットワーク構築など、地域における生活支援体制の整備に取り組む。

主な取り組み

- ・生活支援の担い手の養成、サービス開発
- ・支援者間のネットワーク化と地縁組織への協力依頼や働きかけ
- ・地域のニーズと地域資源のマッチング

(2) 見守り支援サポーター事業

- ① 地域において、手助けをしてほしい人（依頼会員）と、お手伝いをしたい人（サポート会員）を会員登録し、家事の手伝いや話し相手、さりげない

見守りなど簡易なサービスを実施する。

- ② パンフレットを活用し、各会議などへの配布、事業説明を行うとともに、社協広報誌、社協ホームページに掲載し、両会員の登録に努める。
- ③ まちづくり協議会地区単位など、身近な地域での事業周知と養成講座を開催し、活動登録者の促進を図り、支援体制を強化する。
 - ・登録者数 サポート会員 120名、依頼会員 41名
 - ・利用料 600円／1時間 (300円／30分)
 - ・講座名 サポート会員養成講座3回、サポート会員交流会1回

(3) 介護支援ボランティアポイント制度事業

- ① 高齢者のボランティア活動の支援を目的とし、介護保険施設などでボランティア活動を行った65歳以上の方にポイントを付与し、ポイント数に応じて年度末に換金する。
- ② パンフレットを活用し、各会議などへの配布、事業説明を行うとともに、社協広報誌、社協ホームページに掲載し、登録者の増員に努める。
- ③ ポイント付与となるボランティア活動について、市担当課と協議を行う。
 - ・登録者数 88名
 - ・登録者の増員に向けて、施設、事業所とともにPR活動を行う。
 - ・広報誌「かわら版」(年6回 奇数月発行)

14 赤い羽根共同募金運動（歳末たすけあい運動）推進目標4－(4) 当初予算 P26

(1) 赤い羽根共同募金運動

- ① 「助け合い 広がる つながる 赤い羽根」をスローガンに、10月を強化月間として自治会長、民生委員・児童委員、福祉委員、ボランティア、関係機関の協力を得て、募金活動を実施する。
- ② 期間拡大の取り組みについて、募金推進委員会で協議を行う。
- ③ オリジナル資材の作成と、その資材を活用した募金活動について検討を行う。
- ④ 寄付金付商品募金の取り組みを強化する。
- ⑤ 広報誌、ホームページの掲載に加え、PR紙による啓発方法を検討する。
 - ・募金活動 戸別募金、街頭募金、法人募金、学校募金、職域募金
イベント募金、オリジナルバッジ募金、寄付金付商品募金
 - ・協力者 自治会長、民生委員・児童委員、福祉委員、ボランティア

(2) 配分事業

- ① 寄付者の意見を反映させた配分方法と、この運動が住民にとって、わかりやすく透明性のある運動として浸透するよう、募金推進委員会において検討を行う。

○共同募金配分金事業会計（地域配分金事業）による主な事業

配分事業名	配分金額（円）	配分対象者
給食サービス事業	1,474,000	高齢者
友愛訪問事業	618,000	
手話まつり	100,000	障がい児・者
子ども一時預かり事業	123,000	
福祉教育推進事業	230,000	
社会的ひきこもり就労支援事業	380,000	児童・青年
要保護児童への支援事業(こども食堂)	572,000	
心配ごと相談所事業	136,000	課題を抱える人
ボランタリー活動支援事業	150,000	
ボランティア連絡協議会事業	351,000	
福祉大会事業	482,000	
福祉委員活動事業	1,170,000	
地区福社会議事業	362,000	その他
ふれあい・いきいきサロン事業	92,000	
広報・調査事業	601,000	
民協活動費助成	276,000	
福祉団体育成事業	552,000	
計	7,669,000	

(3) 一人暮らし高齢者等友愛訪問 推進目標2－(2)

- ① 民生委員・児童委員の協力を得て、見守りの必要な65歳以上の一人暮らし高齢者等を対象に、誕生日にプレゼントを手渡し、友愛訪問を実施する。訪問を通じて、対象者の生活状況や課題を把握し、地域の様々な社会資源の活用を図り、見守りネットワークの構築を図る。
- ・対象者 市内の65歳以上の一人暮らし在宅高齢者等で、地域の担当民生委員・児童委員が見守りを必要と認めた者（1,554名）
- ② 丹波篠山市老人クラブ連合会と協同して、101歳以上の高齢者に鉢植えを手渡し長寿を祝う。

(4) 福祉委員活動事業 推進目標 1 – (2)

- ① 誰もが安心して暮らせる地域づくりのため、自治会長や民生委員・児童委員をはじめ地域住民と連携・協同し、地区福祉会議や、ふれあい・いきいきサロンへ積極的に参加し、福祉活動の推進を図る。
- ② 福祉委員同士の意見交換、情報共有が活発に進むように、各まちづくり協議会地区単位での福祉委員連絡会開催に向け支援する。
- ③ 福祉委員のスキルアップを図るため、福祉委員活動に関する研修会を開催し、地域内での活動を強化する。
 - ・全体研修会 1回
 - ・福祉委員スキルアップ研修会 1回
 - ・福祉委員理事会 4回
 - ・地域福祉リーダー研修会 1回
 - ・広報編集委員会の開催 6回
 - ・福祉委員通信の発行（7、11、3月） 3回
 - ・地区福祉委員会の開催（19地区） 1～2回

(5) 地区福祉会議 推進目標 1 – (1)

- ① 自治会や民生委員児童委員協議会、福祉委員連絡会を中心に、まちづくり協議会と連携して地域の福祉課題を協議し、解決に向けた取り組みについて話し合うことを目的に、地区福祉会議を開催する。生活支援コーディネーター及び地区担当のコミュニティワーカーを中心に、地域の実情の把握に努める。
- ② 福祉課題の解決に向けて取り組む、まちづくり地区単位の活動団体を支援するため「福祉でまちづくり応援モデル事業」を実施し、「地域交流活動」「生活支援サービスの立ち上げにかかる活動」「地域ネットワークづくり活動」の活動費を補助する。
- ③ 地区福祉会議で協議されたニーズや具体的な方策は、内容に応じて、自治会やまちづくり協議会、中学校区や市全域の単位で継続協議を行えるよう、生活支援コーディネーター及び地区担当コミュニティワーカーが支援する。
- ④ 住民主体の地区福祉会議の実態を把握し、情報を共有することで、他の地域でも住民主体での開催ができるよう、情報整理を行う。

(6) 福祉学習推進事業 推進目標 1 – (3)

- ① 福祉学習メニューの提案や講師を紹介し、学校や地域において多種多様な福祉学習ができるよう支援を行う。
- ② 手話の普及と啓発をめざして、市民が参加できる「手話まつり」を開催し、体験を通じた福祉の心を育む機会として、児童、生徒に参加を呼びかける。

(7) 心配ごと相談所事業 推進目標3－(2)

- ① 地域の身近な「よろず相談所」として、専任相談員（元民生委員・児童委員）と民生委員・児童委員が相談員となり、日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言や援助を行う。行政相談と協同し、年間開設のうち、1回は休日を開催し、平日の来所が困難な相談者に対応する。
- ② 法的知識、専門的知識を要する場合は、専門の窓口を紹介し、各関係機関につなぐ。
- ③ 広報紙や事業を通じて、心配ごと相談所のPRを積極的に行うとともに、相談窓口として、地域包括支援センター、市のふくし総合相談窓口や高齢者・障がい者権利擁護サポートセンター、各関係機関と連携し、相談の解決を図る。
- ④ 心配ごと相談員研修会、専任相談員研修・意見交換会を実施する。

開設日 53回／年

地区	開設日	開設時間
丹南	毎月の第1、3、5金曜日	午前9時00分～午前11時30分
篠山	毎月の第2、4金曜日	
城東	4月16日(木)	午後1時30分～午後4時
多紀	12月24日(木)	
西紀	6月4日(木)	
今田	11月4日(水)	

(8) 社会福祉大会

- ① 社会福祉の原点を見つめ直す機会として社会福祉大会を開催し、広く住民に参加を呼びかけ、福祉への理解と協力を求める。
- ② 福祉委員連絡会によるパネル展示に加え、認知症カフェの紹介や、障がい者福祉事業所による物品販売、活動紹介により、住民が福祉を身近に捉える展示を行う。

(9) 子ども一時預かり事業 推進目標3－(3)

- ① 一時的に子どもを預かり、子育て中の保護者の負担を軽減することで、よりよい子育て環境が整うよう支援する。
- ② 子育て世代の多い丹南地区を中心として、市内の各地区で実施する。
年18回（丹南12回、篠山2回、今田1回、城東2回、西紀1回）
- ③ 大山小学校で開催される参観日や、懇談会などの学校行事の際に未就学児の子どもをファミサポ会員が預かる「大山地区子ども一時預かり事業」の支援を行う。

(10) 社会的ひきこもり就労支援事業 推進目標3－(3)

- ① 社会と繋がる場、社会復帰に向けたきっかけづくりの場として、「喫茶ふれあい」と「若者の夢工房」において、就労支援を行う。
- ② 継続的な支援を実施するため、NPO 法人「結」や関係機関と情報共有し、連携を強化する。
- ③ 有償ボランティア体験、職場体験など、他機関との連携により、段階的な就労支援体制づくりに努める。

(11) 要保護児童への支援事業（こども食堂） 推進目標3－(3)

- ① こども食堂（社協主体）

ア こども支援連絡会議

ささっこ食堂、地域で実施するこども食堂について、関係機関と連携を図り、子どもの孤食、貧困、課題を抱える世帯への支援について意見交換を行う。

イ ささっこ食堂

実施期間 夏休み6日間、冬休み3日間の計9日間

対象者 課題を抱えている家庭の小学生から中学生

内容 学習支援、調理実習、食事、工作、レクリエーション

- ② こども食堂（地域主体）

- ・こども食堂が地域で実施できるよう、担い手の育成と、地域のニーズ把握を行う。
- ・コープこうべのフードバンク利用と、広報にて食材提供を呼びかけ、地域のフードバンクを整備する。
- ・こども食堂に関する、相談、情報提供、立ち上げ支援を行う。

- ③ こども食堂モデル事業補助金

地域で実施のこども食堂の運営に必要な経費を助成し、活動を支援する。

(12) 福祉団体育成事業 推進目標1－(3)

- ① 各福祉団体の事務局として運営に関わり、それぞれ独自の活動理念に基づく特性を発揮しながら、自立的な活動や組織運営ができるよう支援する。福祉団体の組織強化を通じて、地域や他団体との連携や協働を図り事業を実施する。
- ② 地域や時代に即した活動を展開できるようリーダーの育成を行い、組織運営のあり方について研修会や情報を提供し、人材の育成に努める。また、その活動状況や役割が住民に理解できるよう、広報活動の充実を図る。

ア 老人クラブ連合会（6支部 会員4,514名）

老人クラブは、地域を基盤とする高齢者自身の自主的な活動組織であり、多年にわたり培ってきた知識や経験を生かし、「健康・友愛・奉仕」の三大運動を掲げ、地域の特色を活かした様々な活動を展開する。また、各研修会や大会へ参加し、高齢者の立場から責任ある提言を行い、リーダーの養成、事務局体制の整備・強化、休会クラブの支援を通じて、老人クラブの活性化を図る。次世代の会員獲得に向け、魅力あるクラブづくりを目的に、ニュースポーツ講習会をはじめとした、新しい取り組みを提案する。

イ 身体障害者福祉協議会（会員189名）

会員自らが事業を企画、立案する自主的な組織として、社会参加の促進、自立支援に関する事業と研修会を開催し、障がい者の自立を目指す。また、関係機関と連携し、障がい者に関する福祉制度やサービスを周知するため、広報活動を強化する。

ウ 婦人共励会（会員23名）

母子・父子家庭や寡婦の自立促進と福祉の向上を目的に、研修会や事業を開催し、生活基盤の充実に努める。また、それぞれの家庭に必要な制度を効果的に活用できるよう関係機関と連携し、必要な情報を提供する。

エ 手をつなぐ育成会（会員80名）

知的な障がいのある人とその保護者、協力者で組織し、「どこに住み、働き、誰が支えるのか」をキーワードに、地域生活支援事業に取り組む。また、会員からの身近な相談をはじめ、関係機関との連携を進めながら、その人に合った生活を支援することを目的に、情報発信や会員からの福祉ニーズの把握に努める。

(13) 歳末たすけあい運動 推進目標4－(4)

- ① 「つながり ささえあう みんなの地域づくり」をスローガンにパンフレットを発行し、自治会長や民生委員・児童委員、ボランティアの協力を得て募金活動を実施する。
- ② 寄せられた募金は、地域歳末ふれあい交流事業をはじめとする、地域の「たすけあい」や「ささえあい」を目的とした活動に配分を行う。
 - ・実施期間 令和2年12月1日～31日
 - ・募金活動 戸別募金、街頭募金、その他
 - ・協力者 自治会長、民生委員・児童委員、福祉委員、ボランティア

- ・配分事業 ①地域歳末ふれあい交流事業 75 団体
②ひとり暮らし高齢者友愛訪問事業 1,580 名
③障がい者福祉事業所支援事業 24 事業
④短期里親配分事業 里子 4 名、里親 3 世帯

1 5 緊急貸付資金事業 推進目標 3 - (2) 当初予算 P 29

- ① 他の貸付制度が利用できない低所得世帯を対象に、緊急かつ一時的な資金需要に対し、貸し付けを行う。貸し付け時には、民生委員・児童委員と連携し、必要な援助を行い、借受世帯の日常生活支援を行う。
- ② 連帯保証人が立てられない場合においても、30,000 円を上限額とし、貸し付けを行う。
- ③ 滞納者に対し、滞納規程に基づく償還指導を行い、自立に向けた支援を強化する。
 - ・貸付対象者 低所得者、生活困窮世帯
 - ・貸付限度額 1 件 100,000 円
 - ・貸付件数 37 件

1 6 善意銀行運営事業 推進目標 4 - (4) 当初予算 P 30

- ① 広く住民より金品の預託を受け、市の社会福祉の増進に努める。
- ② 預託者の意思に基づき、地域福祉事業や在宅福祉事業の財源として適切な活用を行い、支え合える地域社会と社会奉仕の精神を育み、寄付の払出先の明確化を図る。
- ③ 生活困窮世帯等で、緊急的に食料支援が必要な方へ食料品を払い出す。
- ④ 運営委員会を年 1 回開催し、効果的に社会に還元し、福祉の増進を図る。

1 7 訪問介護サービス事業・障害者総合支援事業 推進目標 3 - (1) 当初予算 P 32

- ① 利用者の生活に不自由がないよう、ヘルパーとして経験豊富な職員がサービス提供を行います。また、利用者や家族に自立支援に向けたサービス内容の

提案や助言を行い、ケアマネジャー、相談支援専門員と連携し対応する。

- ・介護保険事業利用者 65名
 - ・介護予防・日常生活支援事業利用者 11名
 - ・障害者総合支援事業利用者 31名
- ② 重度利用者へのサービス提供ができるよう、人材確保と育成、技術面、メンタル面のフォローを行うヘルパー研修を月1回以上開催し、資質の向上に努める。

18 相談支援事業

推進目標3－(1) 当初予算P39

- ① 障害者相談支援専門員の資質向上を目的とした研修会に参加し、相談しやすい窓口となるよう努める。
- ② 利用者、家族からの相談に応じ、自立した日常生活を支援する。また、障がい児の保護者支援や専門機関との連携、福祉サービス事業所等の連絡調整を行う。
- ③ 利用者のモニタリングを実施し、サービス等利用計画、障害児支援利用計画を見直す。また、新規相談に対応し、サービス等利用計画、障害児支援利用計画を作成する。
 - ・総利用計画作成件数 60件
 - ・月平均利用計画作成及びモニタリング報告書件数 35件

19 居宅介護支援公益事業

推進目標3－(1) 当初予算P42

- (1) 要介護状態にある利用者の心身の状況や環境等に応じて、ニーズを把握し、多様なサービスをフォーマル、インフォーマルに関わらず総合的に提案し、利用者の在宅生活における生活目標を実現するための支援計画（ケアプラン）を作成する。
 - ・介護支援専門員 4名（内、主任介護支援専門員2名）
 - ・介護保険ケアプラン作成 135件
 - ・介護予防ケアプラン作成 1件（市外）
- (2) ケアプランに位置づけたサービス事業所、医療機関との連絡調整を行う。

- (3) 利用者の在宅生活をより良く支援するため、利用者、家族、サービス事業所の専門職、必要に応じて民生委員・児童委員や地域の方の出席を促し、サービス担当者会議を適宜開催する。
- (4) 介護保険のみならず、医療保険、障がい者福祉等、高齢者を取り巻く周辺制度について、勉強会を継続する。
- (5) 特定事業所として、質の高いケアマネジメントを提供する。
- ① 担当ケースの伝達を目的としたミーティングを週1回開催する。定期的に事例検討会を開催する。
 - ② 困難なケースは、適宜検討し解決する。解決できない困難事例は、地域包括支援センターと連携して解決を図る。
 - ③ 24時間体制で連絡、相談に対応する。
 - ④ 計画的に研修会へ参加する。
 - ⑤ 市や地域包括支援センターが開催する主任介護支援専門員連絡会、多職種連携会議及び介護支援専門員座談会等に積極的に参加する。
 - ⑥ 地域包括支援センターからの支援困難事例を受託する。
 - ⑦ 介護保険法を遵守し、運営基準に従って健全な事業運営を図る。
- (6) 市からの要介護認定等訪問調査を受託する。

20 東部・西部地域包括支援センター事業 推進目標3－(1) 当初予算 P46

- (1) 東部・西部地域包括支援センター
- ① 介護予防ケアマネジメント業務
- ア 「基本チェックリスト」の聞き取りやアセスメント力の向上に努め、新規プランを「自立支援型ケアマネジメント会議」で検討して自立支援の視点を学び、評価をしながらプランの適正化を図る。
 - イ 介護セミナーを年1回6圏域ごとに開催し、東部地域で開催する。
 - ウ 社協、市健康課と協働して、ふれあい・いきいきサロン活動や、健康増進等の生きがいづくりに、働きかけを行う。また、自治会単位の「いきいき俱楽部」に出向き、地域包括支援センターの啓発、参加されている方の状態把握及び活動支援、地域の情報の把握に努める。
 - エ 老人クラブやふれあい・いきいきサロンの健康教育への要請に応じ、健康寿命の啓発のみならず、認知症の理解促進やボランティア活動への人材発

掘を意識して啓発する。

- オ 市健康課が令和元年、2年度に実施する「シルバー健診」の結果に基づき、項目に該当する方に対して、市健康課と連携して訪問活動を行う。

② 総合相談支援業務

- ア 包括、社協、市と協働して総合事業を行うにあたり、具体的な対策について、職員が情報共有し相談者に解りやすく説明できるように取り組みます。
- イ 定期的な「サポート会議」を継続し、「サポートリスト」を作成して支援の遅滞や隙間ができないように取り組む。
- ウ 関係機関の会議、ふれあい・いきいきサロンや住民の集い場での啓発を続け、市内の医療機関・歯科医院に対し、高齢者の相談窓口として地域包括支援センターの周知を図る。
- エ 相談支援の流れを身に付け、個人のスキルをあげて他職種と連携し、支援ニーズを見逃さず適切な支援につなげる。
- オ 平成30年10月から「介護予防ケアマネジメント」の全プランを包括が担当し、給付管理が発生しない対応も含めて担当件数が増えています。また、高齢者人口増に伴い相談件数も増えており、相談支援体制の充実や事業展開に向け、人員配置の見直しについて、市と継続して協議を行う。

③ 権利擁護業務

- ア 高齢者虐待の早期発見・予防、成年後見制度の利用促進に向け、市及び権利擁護サポートセンターとの連携を強化する。また、申立支援だけでなく、社協の「権利擁護支援事業」の生活支援員や後見人などと連携を図る。
- イ 市が市内のケアマネジャーを対象に、担当している利用者全てに「高齢者生活状況チェックリスト」を実施しており、チェック項目に該当がある方に対して、市及び権利擁護サポートセンターと連携して、状況の改善につながるように努める。
- ウ 消費者被害の早期発見・予防に向け、地域住民への周知し、また総合相談受付票を利用し市消費者センターと連携する。

④ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- ア 社協が行っている地区福祉会議への参加や社協コミュニティソーシャルワーカーや、生活支援コーディネーターと連携を取りながら、地域課題の発見、地域資源の開発につなげる。
- イ 民生委員・児童委員とケアマネジャーの交流会を開催して関係性を強化し、緊急時や災害時を含む見守りや声かけ、支援体制の構築につなげる。(各6支部・年1回)
- ウ 「主任介護支援専門員連絡会」にて事例検討を行い、アセスメント力や対応力の向上、「支援者支援」「地域づくり」を念頭に置きながら、地域の主

任介護支援専門員の支援力や実践力の向上を目指す。(年6回開催)

- エ 「地域ケア会議」等を通じて把握した地域課題について、主任介護支援専門員連絡会等において解決する方法を検討し、社会資源の開発、生活支援に努めます。また、地域や市内介護支援専門員等からの情報を得て当社協が作成した「地域の宝物リスト」を活用し、社会資源とつなぐ支援を行う。
- オ 地域の主任介護支援専門員が主体的に取り組む「けあまネット」を後方支援で開催し、支援力向上とネットワークづくりを目標にした「顔の見える関係づくり」を継続して行う。(月1回市民センターで開催)
- カ 駐在所、消防署、各事業所の介護支援専門員、相談支援専門員との意見交換会を開催して関係性を強化する。(東西合わせて年1回)
- キ 市が取り組む「防災と福祉の連携事業」から、個別支援計画(災害時ケアプラン)について地域と協力し、協議を行いながら、いつ起こるかわからない“災害”を意識した対応について検討を続ける。

⑤ 地域ケア会議の開催

- ア 「個別地域ケア会議」「地区福祉会議」などをきっかけに、専門職と地域住民との顔の見える関係づくりを継続し、既存組織や地域とのつながりを深め、地域の課題について検討する。
- イ 地域包括ケアシステム構築に向け、地域ケア会議のイメージ図を基に、個別の支援ニーズから「個別地域ケア会議」を開催し、「地域課題分析会議」の開催から多職種による専門職の意見から地域課題を考え、市が開催する地域包括ケア推進会議への提言につなげる。

⑥ 認知症対策事業

- ア 「ささやま認知症支援チーム」の一員として、認知症が疑われるが専門受診や支援に繋がっていない人への働きかけなど、保健師が中心となり支援を行う。
- イ 住民学習や健康教育・相談業務等に於いて「認知症気づきシート」や「認知症ガイドブック」説明用リーフレットや「認知症の世界」のパンフレットを用いて周知・啓発し、認知症の支援や対応につながるよう支援する。
- ウ 認知症当事者や家族を支援し、認知症への理解を深め地域で支えるため、住民や施設などが協働しながら地域主体の「認知症カフェ」の立ち上げの後方支援や啓発活動を継続する。
- エ 認知症カフェを実施するスタッフ同士のつながりを作るため、「認知症カフェ交流会」を開催する。
- オ 「丹波篠山市認知症高齢者等の見守り・SOS ネットワーク」に登録をされた方に対して、本人・家族の了解のもと専門職のみならず地域の方を交えた「個別地域ケア会議」を開催し、“いざというとき”だけでなく、日ごろのつながりや地域づくりを推進する。

力 キャラバンメイト連絡会に加入し、「認知症サポーター養成講座」にはメイトとして多職種で連携し、認知症の理解促進や地域づくりに向け積極的に参加する。

⑦ 在宅医療と介護の連携推進事業

ア 在宅支援に携わる専門職や病院関係者と連携し、重度者や入退院を繰り返す医療支援の必要なケースなど、退院調整ルールを順守し地域包括ケアシステムの構築を目指す。

イ 医療・介護・福祉関係の多職種のネットワーク構築と課題抽出にむけ、「この指と一まれ」を開催し、市主催の「在宅医療介護連携推進協議会」へ課題の提言につなげる。

(2) 東部・西部指定介護予防支援業務

① 介護予防サービス計画作成業務・介護予防ケアマネジメント作成業務

ア 要支援・事業対象者の新規プランを「自立支援型ケアマネジメント会議」にて確認・評価を受け、自立支援に資するプランなのか評価し、アセスメントに基づいた必要なサービス利用の計画書を作成し、給付管理を行う。会議3か月後には評価を行い、変更がある時はプランを再提出し見直しを行う。また、会議内で評価を受け、検討項目があった場合は「対応・結果報告書」を3か月以内に提出し、資質向上に努める。

イ サービス継続者や「介護予防ケアマネジメント」に移行する利用者に「総合事業」制度を説明のうえサービス計画を作成し、適正な給付管理を行う。

ウ 総合事業に伴う「介護予防ケアマネジメントマニュアル」に基づき、「介護予防ケアマネジメント」の作成業務運営を適正に行う。

2.1 喫茶ふれあい収益事業 当初予算 P52

(1) 喫茶ふれあい事業

- ① 近隣施設の利用者や地域住民の憩いの場としての利用に加え、市や社協のイベント利用など、安定した運営を行う。
- ② 店内利用だけでなく、外部イベントに出店し、売上向上に努める。

(2) 社会福祉事業の推進

- ① 社会的ひきこもり就労支援事業と要保護児童への支援事業（ささっこ食堂）の支援を、引き続き行うことで、社会福祉事業の推進を図る。
- ② 住民主体の福祉事業に関わる集いの場としての利用を推進する。